

泉大人権第227号  
令和3年8月11日

大阪社会保障推進協議会  
会長 安達 克郎 様

泉大津市長 南出 賢一

2021年度自治体キャラバン行動 新型コロナ禍のもとでの住民生活を支えるための要望書について（回答）

平素は、本市行政に対しご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
令和3年7月8日付けで要望のあった標記の件について、別紙のとおり回答申し上げます。

《担当》

〒595-8686

大阪府泉大津市東雲町9番12号

泉大津市 市長公室人権くらしの相談課

TEL 0725-33-1131

FAX 0725-33-7780

E-mail [info@city.izumiotsu.osaka.jp](mailto:info@city.izumiotsu.osaka.jp)

1. 自治体職員の削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

(回答)

住民の生命と財産を守ることは、自治体職員の最大の責務であります。正職員の採用につきましては、職員採用計画に基づき必要な人数の確保に努めるとともに、適正に配置してまいります。

2. コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山います。土日や連休などにも窓口対応ができるようにしてください。

(回答)

土・日曜日や連休中に命の危機にさらされている場合は、ためらわずに緊急通報(119番)してください。

また、生活に困窮している方への対応につきましては、土・日曜日や連休に、緊急的な支援が必要な場合は市役所当直室(市庁舎地階)へご連絡ください。当直室から担当者へ繋ぎ、緊急性を判断し対応いたします。

3. 各市町村独自の現金支給を今年度も行ってください。昨年度大変喜ばれた上下水道基本料金減免を今年度も実施してください。

4. 国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。

(回答)

本市単独での現金給付は予定しておりません。

また、国の支援等の動向を見定めながら、本市として何が必要か、どのような手法が効果的なのかを考慮しながら、市域の状況に合わせた支援策を各部局で実施しており、国に対して特別定額給付金の追加実施要請を行う考えはございません。

なお、水道の基本料金減額につきましては、今年度実施する予定はありませんが、今後の国や近隣市の動向も注視してまいりたいと考えています。

5. 新型コロナ感染症で明らかになったように医療供給体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。感染経路を科学的につかむために、国や行政による PCR 検査体制の強化と感染源の追跡・分析する体制整備が必要です。クラスターが発生しやすい医療機関・介護・障害・保育等福祉施設の定期的な PCR 検査の実施など、必要なところにいち早く PCR 検査ができるようにして下さい。

(回答)

地域医療構想は今後の人口動態に基づく将来の医療需要の変化を見据え、持続可能な医療提供体制を構築することを本旨としています。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、平時の入院医療体制の想定にとどまらない対応を各医療機関が迫られたこと、公立病院が地域の中核的医療機関としてその中心的役割を担ったことについては、様々な機会を通じて国、府に伝えてまいります。

コロナ禍において、通常医療の提供と並行して診療・検査・患者の入院、ワクチン接種などの業務を行っている医療機関では、ご要望にある検査を行えないのが実状です。

一方、現在、大阪府において、新型コロナウイルス感染者の早期発見及び無症状感染者を原因とするクラスター発生を未然に防止する観点から、高齢者施設、障がい者施設の従事者を対象とした定期的な PCR 検査を実施するとともに、府内のすべての福祉施設等職員や高齢者施設、障がい者施設、児童養護施設等の入所者等の有症状者を対象として PCR 検査を実施する「スマホ検査センター」の運用を行っています。

また、本市独自の事業として、事業所内での感染者発生時において、保健所指導の PCR 検査を対象外とされた高齢者施設及び障がい福祉サービス事業所の職員を対象とした PCR 検査も実施しております。

保育施設においては、定期的な PCR 検査の実施はしていませんが、消毒の徹底や、保育中においても可能な限り密を避ける指導を行うなど、複合的に感染拡大防止対策を講じています。

6. 大阪市・堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。

(回答)

保健所につきましては、災害時や健康危機管理におけるリーダーシップの発揮、情報提供や保健サービスの充実など、保健所機能の充実・強化を図ることを大阪府市長会を通じて要望していく予定です。

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。

7. ワクチン接種は医療関係者だけでなく介護・障害・保育関係者にも先行接種をしてください。

(回答)

国が示す接種順位では医療従事者、高齢者、基礎疾患を有する者に次いで、高齢者施設等の従事者となっており、その範囲には、障がい者施設の従事者も含まれています。

本市でも、国が示す接種順位に従い、6月18日から高齢者施設等の従事者に対して先行接種ができるよう、事前申請において接種券を発行し、接種を進めています。

また、保育関係職員につきましては、先行接種は行っていませんが、接種を希望される就学前の保育関係職員や小学校、中学校の養護教諭や教職員にワクチンロス対応において接種を行っています。

8. 現役世代が失業、休業等で困窮しています。子ども及びひとり親の医療費助成制度は無料にしてください。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にしてください。

(回答)

本市では、子ども医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度及び入院時食事療養費につきまして、自己負担額の無償化は現在予定しておりません。

9. 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。

(回答)

本市には子どもの居場所づくりを行う団体等が12ヶ所あり、子どもたちに食事や学習支援、団らんの方が提供されております。また、食品をご提供いただける事業者と本市との間で確認書を締結し、各団体に周知しています。加えて、本市に食品等の寄付をお申し出いただいた方々についても、子どもの支援につなげるため各団体の情報を提供するなど、連携を図っております。

また、緊急的に支援が必要な要援護者、特に子どもを抱えた要援護者に対し、食糧の現物支給を行っています。

随時、事業に関する協定書を締結した団体に食糧の提供要請を行い、支給対象者への食糧の確保に努めています。

10. 小中学校の給食費を無償化してください。休校中・長期休暇中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。

(回答)

学校給食費につきましては、学校給食法に基づき、食材費のみ保護者に負担いただいております。現在のところ無償化を実施する予定はございません。

また、休校中の給食提供につきましても、実施する予定はございません。

就学前教育・保育施設の給食費における副食費相当額を無償化することは、実費徴収の観点から行っておりませんが、令和元年10月の幼児教育・保育無償化制度導入以降、副食費免除対象者の枠が従来よりも拡大されたところです。

- 1 1. 国民健康保険料の値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも独自に適用拡大をしてください。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを作成し周知を行ってください。昨年より後退したコロナ対応保険料減免については自治体として国に強く意見を上げることと独自の減免拡充を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

(回答)

国民健康保険料につきましては、大阪府の統一保険料適用に向けて、従前より標準保険料を採用してきたもので、毎年、見直されるものとなっています。ただし、令和3年度につきましては、コロナ禍による被保険者の厳しい状況を鑑み、標準保険料より一段階下げた保険料を独自で設定しています。また、減免制度につきましては、昨年度に引き続き、コロナ減免を実施しているところです。傷病手当につきましても昨年度と同様に実施していますが、財源の制約があることから国基準どおりの被用者のみの適用としていますので、ご理解願います。減免等の制度周知につきましては、当初通知書に同封していますチラシに一定、掲載していますが、紙面の都合もあり詳細な内容ではありません。そのためホームページに内容を掲載するとともに、相談があった場合には、状況に応じて、きめ細かく説明するように努めています。

国のコロナ減免制度につきましては、補助交付金が減額されるなど、財源面でも影響が出ていることから、既に国に対して要望を提出済みです。また、今後も必要に応じて国・府に対して意見・要望を行ってまいりたいと思います。なお、独自の減免拡充につきましては、財源面からも難しいところがありますが、前年度の状況を踏まえ、できる範囲で対応を図っているところです。また、申請にあたっては、本市としても三密をさけるため、郵送での申請を推奨しており、ホームページに申請書類や記載例を掲載していますので、活用いただければと思いますが、メール申請については今後の課題と考えています。

- 1 2. 高齢者の負担能力を超えている介護保険料について抑制してください。国に財政負担を求めつつ、一般財源からの繰り入れにより基準額を引き下げてください。（※介護給付費準備備金がある場合は、第 8 期保険料抑制のためにその全額を繰り入れてください）介護保険料の所得段階別設定について、非課税世帯（国基準第 1～第 3 段階）については、公費投入によりさらに引き下げてください。課税層については、所得基準をさらに細分化するとともに、高額所得者については最高段階を引上げてください。低所得者に対する介護保険料減免制度を拡充してください。

（回答）

所得段階区分が第 1 段階から第 3 段階までの第 1 号被保険者の介護保険料につきまして、公費による低所得者への保険料軽減強化に努めています。また、国庫負担割合の引き上げについて、引き続き国に働きかけてまいります。

第 8 期においては、介護給付費準備金からの繰入による介護保険料基準額の引き下げを行うとともに、第 10 段階を分割することで所得基準の細分化を行っています。

介護保険料の減免制度につきましては、現在、低所得者の第 2、第 3 段階の該当者について市独自減免制度を設けています。

- 1 3. 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。生活保護生を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないでください。

（回答）

住居確保給付金の申請においては、申請に必要な書類（一部）や手引きをホームページに掲載し、電話で相談を受けた場合には、申請に必要な書類を郵送するなどし、何度も足を運ぶ事のないように努めています。

また、直接相談に来られた際にも、できるだけ分かり易く説明し、申請が簡易にできるよう努めています。

生活保護の相談業務につきましても電話対応で行うなど、三密をさけるための取り組みを行っております。以前から相談者の状況に合わせた対応を行っておりますが、今後も引き続き、適切に対応してまいります。

また、「扶養照会」につきましては、「扶養義務の履行ができない」と判断される扶養義務者には基本的には直接の照会を行わない取扱いとしておりますので、丁寧に生活歴等を聞き取り、適切に行ってまいります。

14. 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填（減収補償）を国・大阪府に求めてください。

（回答）

新型コロナウイルス感染症拡大による、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う外出自粛等の影響を受け、売上が減少している事業者（病院や福祉施設等を含む）に対しては、国が実施している月次支援金により業種や地域を問わず支援を行っているところです。

今後も引き続き、国・大阪府と連携し市内の事業者への支援を行うとともに、必要に応じて国・大阪府へ要望し、事業者への支援につなげてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

15. 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。

（回答）

本市においては、児童虐待の早期発見・対応のため、要保護児童対策地域協議会（以後、要対協）を設置することにより、日頃から各関係機関と連携を図っております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、学校等の休業や外出自粛が継続する中で児童虐待等のリスクが高まることから、国から「子どもの見守り強化アクションプラン」が発出されています。本市においても、要対協に登録されている支援対象児童等に対し、支援を主として担う機関が状況把握シートを作成することにより子ども家庭センター等の関係機関と共に状況を定期的に確認し、児童虐待の早期発見・対応に努めています。

また、学校現場においても、身体計測の場面や登校時の観察などをはじめ、さまざまな場面で子どもたちの心身の状況を確認しながら虐待等の早期発見に努めるとともに、欠席した児童生徒については、担任等が電話連絡や家庭訪問等を行うなど状況の把握に努めた上で、福祉と教育の連携のもと対応を行っております。

さらに、DV相談につきましては、日頃より児童虐待や学校担当部門等の関係機関と連携を図るとともに、広報紙等において女性の人権についての相談窓口を案内しています。



16. 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

(回答)

避難所の感染予防を具体化するため、マニュアルや物品の整備、新たな避難場所や制度、システムなどを導入しています。

マニュアルは昨年6月、作成に着手。実効性確保のため、職員によるシミュレーションや訓練などで改善を重ね9月に完成。10月、11月にはマニュアルに基づき、住民による訓練を開催しています。

物品は国の通知やコロナ禍での課題を踏まえ、体温計やパーティションなどを整備。状況変化に応じて適宜、追加もしています。

また、一般避難者と陽性者が混在しないよう、新たに陽性者専用の避難場所を確保しています。なお、陽性者の避難支援体制については保健所と協議調整済みです。

加えて、避難所の三密を回避するため避難所の混雑状況をリアルタイムで確認できるシステムも導入しています。